



令和5年5月31日

世田谷区公契約条例について

世田谷区は、公契約の適正な履行と労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善及び地域経済の活性化を図るため、平成27年4月に「世田谷区公契約条例」を制定しました。条例に基づく世田谷区公契約適正化委員会の審議を踏まえ、労働報酬下限額の設定や入札制度の拡充等の取組みを行っています。

1 労働報酬下限額（時間額）

対 象	予定価格3千万円以上の 工事請負契約	予定価格2千万円以上の 工事請負契約以外の契約（委託等）	東京都最低賃金
令和5年度	国土交通省定義の51職種技能 労働者に該当しない労働者 1,230円	1,230円	—
令和4年度	公共工事設計労務単価の各職種 以外の労働者 1,170円	1,170円	1,072円

2 変動型最低制限価格制度

多種多様な業務委託契約における効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度より入札案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額から平均額を算出し、この平均額に一定の乗率を乗じた額を最低制限価格として設定する、変動型最低制限価格制度を実施している。

3 世田谷区建設工事総合評価方式入札制度

品質と価格のバランスを競う入札を目指し、工事請負契約において令和4年度より公契約条例の趣旨を具体的に反映させた総合評価方式入札を実施している。

〈特徴〉

- (1) 入札価格が低ければ低いほど価格点が高くなる従来の評価方法とは異なり、入札案件ごとに設けられる評価基準価格（非公表）を下回る入札は価格点が遡減。
- (2) 入札価格以外の評価として公契約条例に基づく取組み（労働報酬下限額の遵守、労働環境整備等）を評価。

※総合評価方式：価格のみで落札者を決定する入札方式と異なり、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価し、もっとも評価値の高い者を落札者とする入札方式

◎問合先 経理課 電話03-5432-2145